

第 1 回委員会指摘事項と対応方針（案）等

	指摘事項	回答及び対応方針（案）
1	排水基準の改定を受けてため池の洪水量の計算においても将来予測に基づく算定手法を取り入れるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池の設計洪水流量は、土地改良事業設計指針「ため池整備」において、次のうち最も大きい流量の1.2倍とするとされている。 ①確率的に200年に1回起こると推定される200年確率洪水流量 ②観測又は洪水痕跡等から推定される既往最大洪水流量 ③気象・水象条件の類似する近傍流域における水象又は気象の観測結果から推定される最大洪水流量 <ul style="list-style-type: none"> ・このうち、①の200年確率洪水流量に将来予測の手法を用いることについては、現時点では従来どおりの手法により設計洪水流量を算定することとしている。 ・農業用ため池は農業用ダムとの設計洪水流量に準拠し、最低でも200年確率洪水流量となり、さらに、洪水の堤体越流に対する安全性を考慮して、20%の余裕を見込むものとしている。そのうえで、将来の降雨予測に基づく確率雨量を用いた場合、更に大規模な施設になると想定されることから、適用については農業用ダムや国土交通省の動向も踏まえる考え。
2	ため池工事特措法に基づく地方財政措置や緊急自然災害防止対策事業債の延長が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれについても令和8年度以降の拡充について総務省に要望。
3	社会の変化を踏まえた予算の上乗せが必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）において「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」を位置付けており、国土強靱化枠（補正予算）を要求していく予定。また、農村地域防災減災事業について、令和8年度概算要求において要求基準額ほぼ上限の対前年比約118%で要求。
4	<p>段階的整備は有効ではあるが、整備手法に悩みもあるようなので現場の意見も聞いたうえで検討願いたい。</p> <p>限られた予算で防災工事を進めるうえで、段階的整備は有効な取組と考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的整備の導入について32都道府県が未定としており、今年度中に段階的整備に係る手引き等を作成予定。
5	必ずしも行政で行わなくてもよい業務は外注化すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・現場技術業務により、積算資料作成、工事の施工管理のほか、地元調整等の外注化が可能であり、農林水産省より都道府県等に対し活用を働きかけ。

第 1 回委員会指摘事項と対応方針（案）等

	指摘事項	回答及び対応方針（案）
6	複数のため池をまとめて技術力に優れた技術者を配置するなど、防災工事の進め方について選択肢が広がるよう検討してもらいたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業制度上は現在でも可能となっており、実績としてはアンケート調査により、複数のため池を一括して発注する取組を行っている県は12県となっている。取組を行っていない理由として、親子池以外には同時期にまとめて発注できるため池があまりない等があげられている。 ・事業推進に当たっては、複数ため池の一体的な防災工事の実施について検討したいと考えている。
7	防災工事の進捗状況の見せ方を工夫してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・貯水量10万㎡以上のため池や堤高10m以上のため池について、平均よりも耐震対策を含む防災工事が進捗している。
8	特に規模の大きいため池については、耐震対策が重要。	<ul style="list-style-type: none"> ・貯水量10万㎡以上のため池や堤高10m以上のため池について、平均よりも耐震対策を含む防災工事が進捗している。 ・都道府県によっては、AA種等の規模が大きく被災した場合に下流への影響が大きいため池について、特措法制定前から耐震に係る調査や工事を実施。 ・また、都道府県によっては優先度の考え方に耐震対策を取り入れ。 ・今年度中に作成予定の段階的整備に係る手引き等に以下に留意することを記載。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震対策に資する設備※を併せて整備すること <ul style="list-style-type: none"> ※緊急放流設備や遠隔監視機器など ・地震対策は速やかに後続して実施すること ・特に規模が大きいAA種等のため池については、地震対策と同時実施が望ましいこと
9	情報化施工は発展途上の技術だが、技術者が少ない、業者が少ないという現状に鑑み、今後しっかり取り組んでいくべき課題である。	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査により、約6割の都道府県で積極的に取り組んでいる又は取り組んだ事例があるとの回答。法面整形、堤体盛土工等の土工での導入例が多い。 ・一方、取り組んでいない理由として、情報化施工が導入可能な地区がない、受注者や発注者が対応困難等があげられている。 ・また、BIM/CIMについては導入事例が少ない状況。 ・農林水産省では、令和5年4月に「情報化施工技術の活用ガイドライン」の工種にため池改修工を追加、令和7年4月に「国営土地改良事業等におけるBIM/CIM活用ガイドライン（案）ため池編」を策定したところであり、情報化施工の導入を推進していきたいと考えている。

第 1 回委員会指摘事項と対応方針（案）等

	指摘事項	回答及び対応方針（案）
10	プレキャスト底樋を技術指針などに掲載することにより、現場での導入の後押しができると考える	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査により、38都道府県で積極的に取り組んでいる又は取り組んだ事例があるとの回答。 ・取り組んでいない理由として、経済比較で不利となる、製品の入手が困難等があげられている。 ・農林水産省では、国営土地改良事業等において、車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物については原則プレキャスト化することとしており、都道府県が事業主体となって実施する農業農村整備事業等においても参考とするよう通知しているところ。 ・今後、必要な技術指針等の整備を予定。
11	環境配慮の取組として、工事実施後に同じ場所に生物を戻すことが行われているが、環境が変わった場合に意味がないので、近隣に生育に適した場所に移動させる方がよい	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省では、令和7年度から令和9年度にかけて、希少動植物の移動・移植手法等を体系的に取りまとめるための調査を実施、技術資料として取りまとめ、地方公共団体に周知予定。 ・その他、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計指針」を改定、生態系ネットワークの保全に関する工法等について記載を検討予定。
12	市街地のため池について、生態系保全のため廃止ではなく調整池等として残すような方策を検討してもらいたい	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度改定予定の「ため池の洪水調節機能強化対策の手引き」に「農業用ため池を洪水調整池として活用する場合、生物の生息空間として一部水域を残す等、生態系への配慮も検討すること」等と記載予定。
13	地震耐性評価と比べて豪雨耐性評価の方が順調との回答が多いが理由を分析してはどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・地震耐性評価を行う際には地質調査、土質調査及び堤体の耐震計算に費用を要すること、豪雨対策に係る防災工事を優先しているとしている都道府県もあることから、豪雨耐性評価の方が順調との回答が多いものと考えられる。
14	廃止工事は防災工事と比べて事業費が少ないということであり、今後廃止工事を一層積極的に進めていくことも必要ではないか	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果、39都道府県で防災工事における優先度の基本的な考え方を設けており、うち37都道府県は防災工事・廃止工事どちらかを優先して進めることとはしていないとの回答であった。 ・一方、特措法期間内の加速化に向けた方策として、19府県が廃止工事を優先して実施していくとの回答であった。 ・廃止工事については、従来補助事業により定額助成を行っているほか、令和7年3月には「農業用ため池廃止工事の設計に関する手引き」を策定しており、今後も支援していくこととしたい。

第1回委員会指摘事項と対応方針（案）等

	指摘事項	回答及び対応方針（案）
15	<p>アンケート調査の中で、地元住民との合意形成が事業実施の課題となっているが、「地元住民」とはどういう人々であるかを明確にすることは、本課題の解決に有効と考える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果、防災工事・廃止工事ともに最も多いのは受益者との調整。 ・防災工事の場合は工事実施中の用水手当や用地・借地交渉が主な課題。廃止工事の場合は、廃止工事の必要性についての理解（平時は利用しないが渇水時に備え残しておきたい）、廃止したため池の維持管理が主な課題。 ・劣化状況評価や豪雨耐性評価について、評価結果がまとまった時点で市町村担当者が受益者、ため池管理者や自治会等の地元関係者に説明することにより、防災工事や廃止工事の合意形成が得られやすくなっているとの回答があった。市町村が地元関係者に対し評価結果を説明するために必要な資料作成を、ため池サポートセンターが担っている事例もある。 ・急速に行う必要がある場合、過去の土地改良法改正により、地方公共団体が自らの判断により、原則として受益農家の費用負担や同意を求めずに地震対策、豪雨対策に係る防災工事が実施可能。さらに、令和7年4月の土地改良法改正により、老朽化対策に係る防災工事も実施可能。
16	<p>アンケート調査の中で、地元住民との合意形成が事業実施の課題となっているとのことだが、劣化状況評価等の結果を公表し、危険な状況であることを周知すれば、地域住民との調整がうまく進むのではないかと（少なくとも農業者以外の理解は得られるかもしれない）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年度に劣化状況評価等の結果の公表様式例などを地方公共団体へ周知。 ・劣化状況評価等の結果を公表している8道府県に対して、効果等について聞き取りしたところ、担当者からは「地域住民の防災意識の向上につながる」等の意見があったが、その一方で「不安や誤解を招くおそれがある」等の意見もあった。また、劣化状況評価等の結果を公表して間もない県もあり、現時点では具体的な効果は現れていないとのことだった。 ・また、劣化状況評価や豪雨耐性評価について、評価結果がまとまった時点で市町村担当者がため池管理者や自治会等に説明することにより、防災工事や廃止工事の合意形成が得られやすくなっているとの回答があった。 ・引き続き状況を確認し、公表の在り方について検討したい。